4 全国の弁護団による活動状況

弁護士会の震災支援法律相談活動等をきっかけにして、原発事故による被災者(避難者及び滞在者)の 損害賠償請求の受け皿となる弁護団が各地で結成された。ADR申立では十分な賠償が受けられない損害 (特に慰謝料) につき、各地で集団訴訟が提起されており、全国の原告数は1万人を超える見込みとなっ ている。

資料2-2-6-4 福島第一原子力発電所事故被災者に関する主たる集団訴訟の訴訟提起状況

(2019年8月31日現在)

±₽₩1150C	- 分選回々	ミにきハク	① 西 生 ※ 加	⊕# ≡€□	,	(2) 19 年 0 万 31 口死日
裁判所	弁護団名	訴訟名	①原告数		原告の属性	経過
札幌地方 裁判所	原発事故被災者 支援北海道弁護 団	原発事故損害賠償· 北海道訴訟	80世帯 280人	2013年 6月21日	北海道への避難者とその家族・避難指示等対象区域及び自主的避難等対象区域74世帯・その他の福島県内4世帯・福島県外2世帯	2019年9月10日結審 判決は2020年3月10日
仙台地方 裁判所	みやぎ原発 損害賠償弁護団		36世帯 83人	2014年 3月3日	宮城県への避難者とその家族 ・避難指示等対象区域 ・その他(南相馬市原町区等)	2019年10月15日結審 予定 判決は2020年3月頃の 予定
福島地方 裁判所	「生業を返せ、地域を 返せ!」	原状回復訴訟	3,865人	2013年 3月11日	福島県及び隣接県の滞在者と避難者(内、約9割は福島県、滞在者と避難者の割合は7:3)	2017年10月10日判決 仙台高裁係属中
本庁	福島原発事故被 害弁護団	ふるさと喪失訴訟	19世帯 40人	2013年 5月30日	避難指示等対象区域から主に福島県内(及び 関東)への避難者	2020年2月結審予定 第一陣·第二陣あわせ て約4,500名
	東日本大震災に よる原発事故被 災者支援弁護団	鹿島区訴訟	107世帯 270人		南相馬市鹿島区の滞在者(30km圏外で、政府 による避難指示区域外であるが、「地方公共 団体が住民に一時避難を要請した区域」とし て中間指針上の対象区域となっている地域)	
		小高区訴訟	126世帯 398人	10月8日	南相馬市小高区(居住制限区域ないし避難指 示解除準備区域)に居住していた避難者	
	浪江町支援弁護 団	浪江原発訴訟	174世帯 411人	11月27日	浪江町(帰還困難区域、居住制限区域ないし 避難指示解除準備区域)の住民	
福島地方 裁判所 郡山支部	東日本大震災に よる原発事故被 災者支援弁護団	都路町訴訟	184世帯 582人	2015年 2月9日	田村市都路町のうち、旧緊急時避難準備区域 にあたる地域の滞在者及び避難者(先行する 阿武隈会訴訟は移住者、都路町訴訟は古くか らの居住者)	
	福島原発事故 津島被害者弁護 団	ふるさとを返せ 津島原発訴訟	228世帯 679人	2015年 9月29日	浪江町津島地区(全域帰還困難区域)の住民	
福島地方 裁判所 いわき支部	福島原発被害弁 護団 (通称:浜通り弁 護団)	福島原発 避難者訴訟	151世帯 476人	2012年 12月3日	避難指示等対象区域から主に福島県内及び 首都圏への避難者	1陣~3陣訴訟、南相馬 訴訟を合計して、905人 (310世帯)。1陣(216人 は2018年3月22日に判 決、現在は仙台高裁に 係属中。
		元の生活をかえせ・ 原発事故被害 いわき訴訟	1,577人	2013年 3月11日	自主的避難等対象区域(いわき市)の滞在者	
山形地方 裁判所	原発被害救済 山形弁護団		201世帯 735人	2013年 7月23日	山形県内に避難している(していた)方及び その家族 ・避難指示等対象区域15世帯49人 ・自主的避難等対象区域185世帯682人 ・その他(福島県内)1世帯4人	2019年5月21日結審 判決期日はおって指定 (未定)
東京地方裁判所	福島原発被害 首都圏弁護団	福島原発被害 東京訴訟	90世帯 282人	2013年3月11日	自主的避難等対象区域(福島市、郡山市、いわき市など)から首都圏への避難者及び福島県内(主に田村市)、栃木県内の滞在者・首都圏への避難者36世帯90人・福島県田村市の滞在者42世帯152人・福島県他地域の滞在者5世帯20人・栃木県県北地域の滞在者7世帯20人	(第一陣) 2018年3月16日判決 東京高等裁判所係属中
	東日本大震災に よる原発事故被 災者支援弁護団	阿武隈会訴訟	28世帯 57人	2014年 3月10日	田村市都路町のうち、旧緊急時避難準備区域にあたる地域に、自然との共生生活を求めて移住してきた者、二地域生活をしていた者等	2019年11月13日結審 2020年3月判決予定
	"小高に生き る!" 原発被害弁護団		344人	2014年 12月19 日	震災当時、南相馬市小高区及び原町区の避 難指示等対象区に居住していた避難者	

2-2-6 東日本大震災に関する被災者支援活動

裁判所	弁護団名	訴訟名	①原告数	②提訴日	原告の属性	経過
横浜地方 裁判所	福島原発被害者 支援 かながわ弁護団	福島原発かながわ 訴訟	61世帯 174人	2013年 9月11日	神奈川県への避難者とその家族 ・避難指示等対象区域45世帯124人 ・自主的避難等対象区域16世帯50人	2019年2月20日判決 東京高等裁判所係属中
さいたま 地方 裁判所	埼玉原発 責任追及訴訟弁 護団	埼玉原発事故責任 追及訴訟	29世帯 96人	2014年 3月10日	埼玉県への避難者とその家族	
千葉地方 裁判所	原発被害救済 千葉県弁護団	福島第一原発事故 被害者集団訴訟 (第一陣)	18世帯 47人	2013年 3月11日	千葉県への避難者とその家族 ・避難指示等対象区域15世帯38人 ・自主的避難等対象区域2世帯5人 ・その他(福島県内)1世帯4人	2017年9月22日判決 東京高等裁判所係属中
		福島第一原発事故 被害者集団訴訟 (第二陣)	6世帯 20人	2015年 6月8日	千葉県への避難者とその家族 ・避難指示等対象区域1世帯4人 ・自主的避難等対象区域5世帯16人	2019年3月14日判決 東京高等裁判所係属中
前橋地方 裁判所	原子力損害賠償群馬弁護団		45世帯 137人	2013年 7月23日	群馬県への避難者とその家族 ・避難指示等対象区域25世帯76人 ・自主的避難等対象区域20世帯61人	2017年3月17日前橋地 裁判決、国の責任認容、 請求は一部認容 国、東京電力、原告それ ぞれ控訴 東京高等裁 判所第7民事部係属
新潟地方 裁判所	福島原発被害者救済新潟弁護団		239世帯 807人	2013年 7月23日	新潟県内に避難している(していた)方及び その家族 ・避難指示等対象区域58世帯166人 ・その他(自主的避難等対象区域を含む福島 県内)区域外181世帯641人	
名古屋地方 裁判所	福島原発事故損 害賠償 愛知弁護団・岐 阜弁護団		43世帯 135人	2013年 6月24日	愛知県及び岐阜県への避難者とその家族 ・自主的避難等対象区域14世帯33人 ・その他(福島県内)29世帯102人	2019年8月2日判決 名古屋高等裁判所係属
大阪地方 裁判所	原発事故被災者 支援関西弁護団	原発賠償関西訴訟	88世帯 243人	2013年 9月17日	関西地方への避難者とその家族 ・避難指示等対象区域14世帯29人 ・自主的避難等対象区域61世帯180人 ・その他13世帯34人	
京都地方 裁判所	東日本大震災に よる 被災者支援京都 弁護団		63世帯 165人	2013年 9月17日	京都府への避難者とその家族 ・避難指示等対象区域2世帯2人 ・自主的避難等対象区域49世帯143人 ・その他の福島県内5世帯9人 ・福島県外7世帯11人	2018年3月15日判決 大阪高等裁判所係属中
神戸地方 裁判所	原発事故被災者 支援兵庫弁護団	福島原発事故 ひょうご訴訟	34世帯 92人	2013年 9月17日	兵庫県への避難者とその家族 ・避難指示等対象区域5世帯12人 ・自主的避難等対象区域27世帯77人 ・その他の福島県内1世帯1人 ・福島県外1世帯2人	
広島地方 裁判所	福島原発 ひろしま訴訟避 難者弁護団	福島原発 ひろしま訴訟	13世帯 33人	2014年 9月10日	広島への避難者 ・避難指示等対象区域1世帯5人 ・その他福島県(自主的避難等対象区域含む)9世帯25人 ・関東地方3世帯3人	
岡山地方 裁判所	岡山原発被災者 支援弁護団	福島原発おかやま訴訟	42世帯 107人	2014年 3月10日	岡山県への避難者とその家族 ・避難指示等対象区域2世帯5人 ・自主的避難等対象区域34世帯87人 ・その他の福島県内6世帯15人	
松山地方 裁判所	避難者弁護団		10世帯 25人	2014年 3月10日	愛媛県内への避難者とその家族 ・避難指示等対象区域1世帯4人 ・その他の福島県内9世帯21人	2019年3月26日判決 高松高等裁判所係属中
福岡地方 裁判所	福島原発事故 被害救済九州弁 護団	福島原発事故 被害救済九州訴訟	15世帯 40人	2014年 9月9日	九州への避難者とその家族 ・自主的避難等対象区域6世帯18人 ・その他9世帯22人	

- 【注】1. 福島県内の地域は、便宜上、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針追補における「避難指示など対象区域」、「自主的避 難等対象区域」の定義におおむね従って分類している。
 - 2. ①原告数は、第1審の原告数で、第2次提訴以降の原告数を全て合算した数、②提訴日は、第1次提訴日を記載して いる。